

重点対象に対する本市の令和5年度の実施について

1	評価を踏まえた実施の改善について	1
2	重点対象に対する評価を踏まえた令和5年度の実施について	2
	[重点対象1]若年者	2
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	3
	(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])	5
	(3)経済・生活問題(就職失敗)	7
	[重点対象2]勤労者	8
	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	9
	(2)勤務問題(仕事疲れ)	10
	(3)家庭問題(夫婦関係の不和)	11
	[重点対象3]自殺未遂者等ハイリスク者	12
	(1)健康問題	13
	(2)家庭問題	15
	(3)経済・生活問題	17
	[重点対象4]被災者	18
	(1)健康問題	19
	(2)住環境等の問題	20

修正箇所一覧

重点対象1若年者

6ページ 下記の実施を追加

⑧ヤングケアラー支援体制強化、⑨子ども・若者支援地域協議会

7ページ 下記の実施を追加

③若者自立・就労支援事業

重点対象2勤労者

11ページ 下記の実施の内容を修正

②多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上

③多重債務を含めた消費者問題に対する相談支援及び関係機関との連携強化

1 評価を踏まえた取組みの改善について

以下の手順により、重点対象ごとに取組みに対する評価を行い、令和5年度における取組みの改善を図る（下図参照）。

手順	
① 計画掲載事項 自殺対策計画に記載された重点対象に対する現状分析や取組みの方向性の概要を示す。	↑ 第1回協議会で報告 ↓
② 主な取組みの実施状況 計画に記載された重点対象ごとの主な取組みの実施状況を示す。	
③ 自死の傾向等 地域における自殺の基礎資料や特別集計を基にした自殺者数や原因・動機などの傾向を示す。	
④ 取組みに対する評価 ③を踏まえた取組み全体としての評価を示す。	
⑤ 今後の対策に向けて 原因・動機の推移や関連する統計資料等、抱える問題の特徴や背景を整理し、今後の対策に向けた内容を示す。	
⑥ 令和5年度の取組みについて[今回の協議会での報告事項] 関係各課において、今後の対策の内容の要素やエッセンスを可能な範囲で取り入れ、実施内容や方法等を工夫し、令和5年度の取組みを行う。	

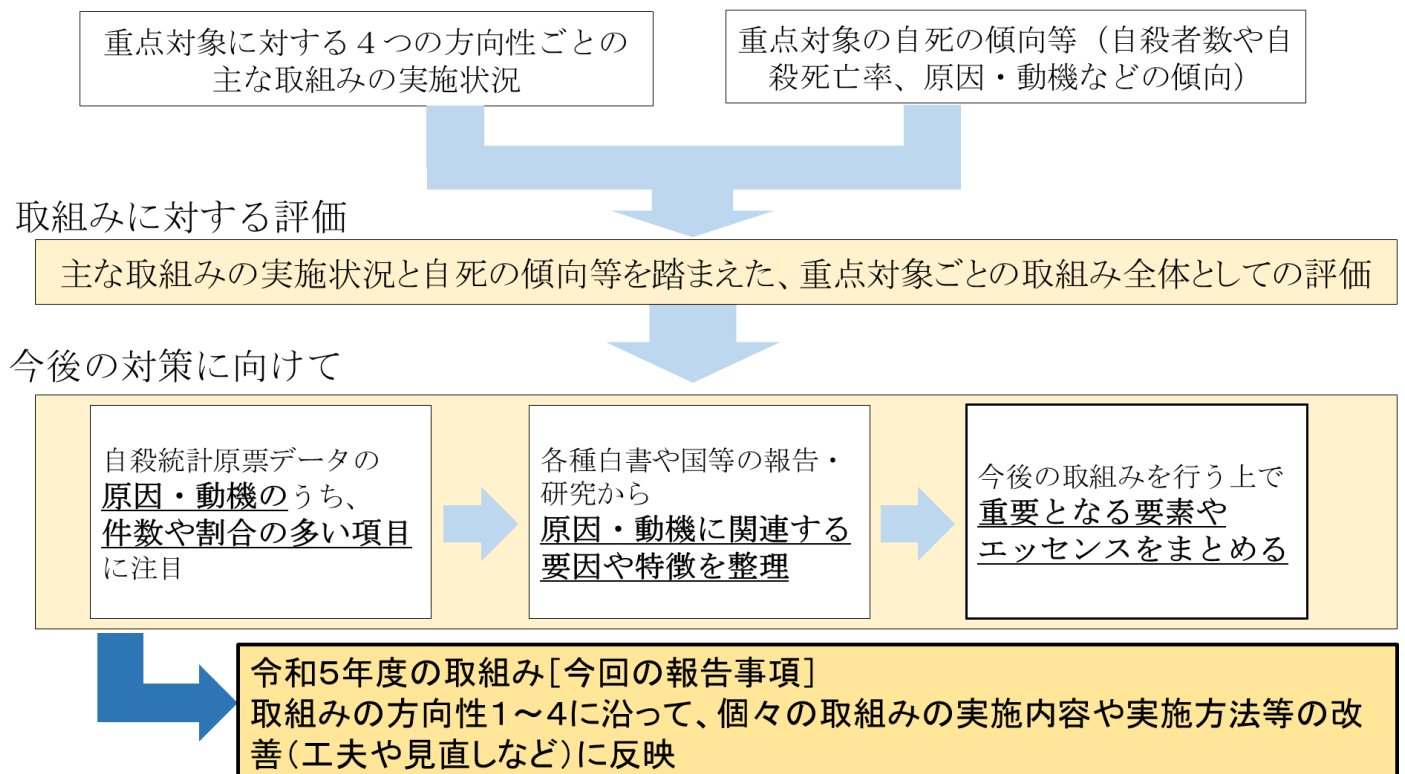


図 評価を踏まえた取組みの改善について

2 重点対象に対する評価を踏まえた令和5年度の実施について

[重点対象1] 若年者

対策が必要な悩みや困りごと	
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	
計画策定前10年間平均件数 <u>18.2</u>	➡ 直近3年間 <u>16.3</u>
(2)健康問題(病気の悩み・影響[その他の精神疾患])	
計画策定前10年間平均件数 <u>6.0</u>	➡ 直近3年間 <u>8.7</u>
(3)経済・生活問題(就職失敗)	
計画策定前10年間平均件数 <u>3.7</u>	➡ 直近3年間 <u>5.0</u>

若年者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病は、若年者層においてもよく見られる精神疾患のひとつで、発症には様々な出来事によるストレスが影響している。若年者の場合、症状は、成績低下などの行動上の問題として現れたり、頭痛や体調不良などの身体的不調として現れることが珍しくない。このため、周囲からうつ病としては気づかれにくく、周囲の人が本人の変調の背景にうつ病が関係しているかもしれないという視点で関わるのが大切と考えられる。 ・若年者は、ライフステージによって、学校（小学校、中学校、高校、大学等）や職場など、所属する集団が頻繁に変化する。そのため、その都度新たな環境や集団に適応することが求められる。発達課題としては、一般的に親からの自立や自己・アイデンティティの確立などが目指され、自己の内面や他人との違いなどに目が向きやすく、葛藤を抱えやすいと考えられている。 	



令和5年度の取組み内容例	
拡充	<p>①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、自殺死亡率が高い層に合わせた効果的な内容となるよう、掲載内容の充実を図る。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施）</p>
	<p>②相談窓口リーフレットによる周知・啓発、こころの健康チェックウェブサイトによる相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の構成団体に対し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知及び周知範囲の拡大を図る。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知）</p>
	<p>③若年者が抱えやすい問題に焦点をあてた各種講座におけるテーマ設定および情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はあとケアサークル YELL」メンバーの意見をとりいれながら、こころの不調に関するセルフチェックやストレスコーピング方法等について、若年層が正しい知識をより取り入れやすい形で普及啓発していく。実施方法については、学校での普及啓発活動に加えて、Twitter や YouTube 等、より若年層に馴染みが深い方法も引き続き活用して参りたい。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 19 大学生向け自死に関する適切な理解の普及啓発）</p>
	<p>④心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程ヒアリングや学校訪問等で「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にす教育の手引～」を活用した授業実践の充実を図るよう周知するとともに、実践の参考となるような事例について引き続き収集を行い、各学校に配信して参りたい。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 85 命を大切にす授業（自死予防教育研修）の実施）</p>
	<p>⑤心身の健全な成長・発達を含めた命を大切にす教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にす教育研修」を継続するとともに、次年度は受講対象者を管理職とし、学校教育全体を通して命を大切にす教育の推進が図られるよう取り組んで参りたい。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施）</p>
	<p>⑥スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させていく。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施）</p>

⑦スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和5年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。全市立学校への週1日配置を継続し、更に小中の連携を視野に入れた配置を進めるなど、各学校の相談体制の充実を図ってまいりたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

拡充

⑧スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・学校の要請に応じる派遣に加え、中学校を拠点校とした巡回訪問を拡充する。教職員と協働しながら児童生徒や保護者が抱える問題の環境調整を行うことで、問題解決を支援する。

(取組み名：No. 181 スクールソーシャルワーカーによる支援)。

特徴や背景

- ・自殺統計上の「その他の精神疾患」には、他に項目となっているうつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用を除いたものが該当する。若年者の「その他の精神疾患」の代表的なものとしては、不安障害や適応障害がある。親からの自立の欲求と親元を離れる不安との葛藤、仲間関係における安心感とトラブルなどの様々な出来事がこころの発達に影響を与え、不安や不適応が生じやすくなると考えられている。
- ・この時期は、表面的な現れ方としては、不登校やひきこもりが特徴的である。その背景には不安障害や適応障害の影響が見られることもあり、不安などの情緒的な混乱、親子関係をめぐる問題、人間関係の悩み、就職活動のうまく行かなさなど、と言ったことがそのきっかけとなっていることも少なくない。そのため、精神科医療の提供だけでなく、その背景要因も踏まえた対応が求められる。

令和5年度の取組み内容例

①心の健康や健全な発達を促し自己肯定感の向上を図る教職員の育成に向けた研修

- ・教育課程ヒアリングや学校訪問等で「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にす教育の手引～」を活用した授業実践の充実を図るよう周知するとともに、実践の参考となるような事例について引き続き収集を行い、各学校に配信して参りたい。

(取組み名：No. 85 命を大切にす授業(自死予防教育研修)の実施)

②心身の健全な成長・発達を含めた命を大切にす教育の具体的な進め方等に関する教職員向け研修

- ・「命を大切にす教育研修」を継続するとともに、次年度は受講対象者を管理職とし、学校教育全体を通して命を大切にす教育の推進が図られるよう取り組んで参りたい。

(取組み名：No. 86 自死予防教育に関する教職員研修の実施)

③スクールカウンセラーに対する児童生徒の抱えている課題への対応力向上に向けた研修

- ・スクールカウンセラーの力量を向上させるために、現在、児童生徒が抱えている課題に即したテーマを設定して全体研修、グループ研修、新任層研修を行うとともに、事例研究やスーパーバイズの間を充実させていく。

(取組み名：No. 89 スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施)

④不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年に対する相談支援の充実

- ・ふれあい広場本体およびサテライトを合わせて4ヶ所で、潜在的に不登校・ひきこもり傾向のある子供・青少年の日中の安定した居場所として引き続き支援していく。特に、アウトリーチや就労支援(特にハローワーク同行や事業所との連携)について内容の充実を図っていく。

(取組み名：No. 172 青少年のための居場所支援の実施)

⑤スクールカウンセラーによる児童生徒への相談支援の充実

- ・児童生徒への心理面における支援を充実させていくため、令和5年度も様々な研修の機会を生かしてスクールカウンセラーの力量向上に努めていく。全市立学校への週1日配置を継続し、更に小中の連携を視野に入れた配置を進めるなど、各学校の相談体制の充実を図ってまいりたい。

(取組み名：No. 178 スクールカウンセラーによる支援)

拡充

⑥スクールソーシャルワーカーによる支援

- ・学校の要請に応じる派遣に加え、中学校を拠点校とした巡回訪問を拡充する。教職員と協働しながら児童生徒や保護者が抱える問題の環境調整を行うことで、問題解決を支援する。

(取組み名：No. 181 スクールソーシャルワーカーによる支援)

⑦心の問題を含めた児童生徒が抱える悩みに対する普及啓発

- ・令和4年度の取組を継続し、いじめ防止きずなキャンペーン月間にあわせて、市立学校へC4thを使ってブックリストのデータを配信する予定である。従来のブックリストに関しては一部見直しを行うとともに、「10代のためのこころのサプリ」については、紹介されている本の展示コーナーを継続し、中高生向けブックリストとして中学校のブックトークなどにも持参していく。その際、学校図書館での活用を促す。(取組み名：令和元年度追加の取組み 10代のあなたに贈る「いじめ・命」に向き合う本のブックリスト作成・配布)

拡充

⑧ヤングケアラー支援体制強化

- ・ピアサポーターの発掘・育成及び関係機関等による連携支援体制の強化に取り組むとともに、オンラインサロンやアウトリーチの手法を活用して、ヤングケアラー当事者が抱える悩みや課題について相談対応を行う。(取組み名：令和5年度追加の取組み ヤングケアラー支援体制強化)

新規

⑨子ども・若者支援地域協議会

- ・子ども・若者が抱える問題が複雑化していることを踏まえ、幅広い分野の関係機関・支援団体等により構成する協議会を設置し、情報交換や課題の共有、支援における連携の強化を図る。(取組み名：令和5年度追加の取組み 子ども・若者支援地域協議会)

若年者	(3)経済・生活問題(就職失敗)
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の有効求人倍率は1.13倍と低い水準にあり、特に大学生では、就職率そのものが低下したと指摘されている。加えて、令和3年の完全失業率は若年層と比較的年齢の高い階級で上昇傾向にあり、若年者にとって非常に厳しい雇用情勢と言える。こうしたことから、希望した就職先で働くことができない、あるいは就職そのものができなかった若者が増加したと考えられる。・就職の失敗や失業は、貧困などの経済的問題、社会的な孤立、家庭内の問題、絶望感などに関連し、自死の背景となり得る要因と言われ、若年者の就労を取り巻く状況が、若年者の自死に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。 若年者は、「他人に悩みを打ち明けることは恥ずかしいこと」と捉えがちで、「誰にどんなふうに悩みを話せばよいのか分からない」ことが少なくない。これらを踏まえ、若年者に訴求しやすい手法による情報提供（ホームページやSNSの活用）や、掲載内容（若者全般が抱えやすい悩みであることを強調する、相談できる窓口を明示するなど）の工夫、若年者の心情を踏まえた支援者の関わり方が求められていると考えられる。 	



令和5年度 of 取組み内容例	
<p>①仙台市就職氷河期世代就職支援事業(若者就労・定着支援事業を統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職氷河期世代を中心とする幅広い世代の非正規雇用で就業中の方や無業の方に対し、マッチングイベントの開催等を通じて、正規雇用・職場定着に向けた支援を実施する。SNS広告等を使用して広く周知を図るとともに、それぞれの経験や事情に寄り添った伴走型の支援を行う。 <p>(取組み名：令和4年度追加の取組み 仙台市若者就労・定着支援事業)</p> <p>②キャリアコンサルティング(個別就職相談)、無料職業紹介【産業振興事業団事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業者の再就職や求職者の進路相談、在職者のキャリアや転職に関して専門の就職相談員による個別相談とともに職業紹介を実施し、就業の促進を図る。就職氷河期世代就職支援事業や他の就職支援機関との役割分担を一層進め、求職者の実情に応じた効果的な支援につなげる。 <p>(取組み名：令和4年度追加の取組み キャリアコンサルティング(個別就職相談)、無料職業紹介)</p> <p>③若者自立・就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に10歳代後半から39歳までの就労等に不安を持つ若者を対象に、<u>カウンセリングや各種講座、就労体験</u>などを通じた支援を行う。(取組み名：令和5年度追加の取組み 若者自立・就労支援事業) 	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">新規</p> </div>

[重点対象 2] 勤労者

対策が必要な悩みや困りごと	
(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>19.9</u>	➡ 直近 3 年間 <u>17.0</u>
(2)勤務問題(仕事疲れ)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>11.8</u>	➡ 直近 3 年間 <u>10.0</u>
(3)家庭問題(夫婦関係の不和)	
計画策定前 10 年間平均件数 <u>6.3</u>	➡ 直近 3 年間 <u>10.7</u>

勤労者	(1)健康問題(病気の悩み・影響[うつ病])
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者にみられるうつ病は、職業生活上の様々な出来事やストレスが危険因子の1つとなっている。その中でも強いストレスとしては、仕事の量が最も多く、次いで仕事の失敗、責任の発生等、仕事の質といったものが挙げられている。さらに中高年(40歳～59歳)ではこれらに加えてリストラや経済苦、過重労働などもうつ病の発症に影響を与えていると考えられている。 ・ こうしたことから、年代別の特徴や悩みの性質(対人関係に起因するのか、職場環境に起因するのか)に即した対応が求められると考えられる。 	



令和5年度の実施内容例	
<p>①宮城労働局の所管する事業周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知(年3回程度)を行う。また、宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに活かしていく。 (取組み名: No. 28 宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知) <p>②地区健康教育(健康問題に関する適切な対応方法の啓発)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や地区組織、関係団体、職域等と連携を図りながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防、心のケアについて広く啓発していけるよう、人材育成に努める。 ・ 地域からの依頼に応じて、こころの健康についての講話を実施していく。 (取組み名: No. 55 地区健康教育(健康問題に関する適切な対応方法の啓発)の実施) <p>③労働相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場や仕事上の悩みなど、労働に関するさまざまな問題について労働相談窓口を開設(週1回)し、労働に関する問題を解決するための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを実施する。来所せずとも電話による相談が可能であることも含めて、市政だよりやホームページ等を活用したより効果的な広報を行い、市民の相談室利用を促す。 (取組み名: No. 130 労働相談の実施) <p>④うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けた支援の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人関係や職場環境との関連を踏まえた疾患教育や、認知行動療法的アプローチを用いたプログラムを通してセルフケアの向上を促し、復職に向けた支援を継続して参りたい。 (取組み名: No. 155 精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施) 	

特徴や背景

- ・自殺統計上の「仕事疲れ」には、他に項目となっている仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化は含まないこととなっている。
- ・仕事疲れに影響を与える要因のひとつは長時間労働である。長時間労働は、睡眠不足、心身の疲労や不調につながり、うつ病の原因ともなりうる。そのため、長時間労働削減など労働環境の改善に向けた各事業場の取組みや、各種相談窓口による対応が大切と考えられる。



令和5年度の取組み内容例

①自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等の配布

- ・計画における重点対象者や支援を必要とする方に、支援制度や相談機関に関する情報を提供できるよう、効果的な周知・広報の在り方について検討する。
- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、自殺死亡率が高い層に合わせた効果的な内容となるよう、掲載内容の充実を図る。
- ・多くの一般市民への啓発機会として、今後も継続実施予定。商業施設での実施や、他事業との連携等、より多くの人へ啓発機会を確保できるよう実施を検討していく。

(取組み名：No. 2 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施)

②仙台いのち支える LINE 相談による自死に関連する相談対応の充実

- ・令和4年度と同じく、通年(日曜・月曜・祝日・祝翌日)で開設する相談窓口に加え、自殺対策強化月間である3月は毎日開設し、若年者や勤労者など自死に関連する悩みを抱える方への相談対応の充実を図る。

広報にあたっては、令和4年の本市における自死の傾向を踏まえ、配布先の検討を進めていき、更なる普及啓発を行っていく。

(取組み名：No. 18 SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討)

③せんだい健康づくり推進会議を通じた働き盛り世代に向けた周知・啓発

- ・市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の構成団体に対し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知及び周知範囲の拡大を図る。

(取組み名：No. 27 企業向けの健康づくり推進の取組み)

④中小企業の表彰制度の実施

- ・社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりの優れた取組みを行う中小企業を仙台「四方よし」宣言企業として募集するとともに、宣言企業を対象とした大賞表彰を行うことにより、更なる制度の認知度向上や「四方よし」な取り組みの波及による地域の活性化と中小企業の持続的な発展を図る。

(取組み名：No. 36 中小企業の表彰制度の実施)

⑤宮城労働局の所管する事業の周知及び宮城県地域両立支援推進チームへの参画

- ・労働局の長期療養者(就業)支援事業について、仙台市関係課へのリーフレット配架等による事業周知を行う。
- ・宮城県地域両立支援推進チームに参画し、会議等において各参加機関の取り組み状況を把握し、仙台市の取り組みに活かしていく。

(取組み名：No. 204 せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進、

No. 205 宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進)

特徴や背景

- ・夫婦関係の不和に陥った理由として考えられるのは、低所得や生活苦に伴う経済・生活問題、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅時間の増加によるDVなどが挙げられる。
- ・一方で、男女を比較すると、夫婦関係の不和が自殺原因として挙げられる割合は、全ての年代において、男性が女性よりも多い。このことから、男女双方の立場に立った相談機関等の充実や、女性と比べて周囲に悩みを打ち明けず抱える傾向が強い男性の相談者への対策が必要と考えられる。



令和5年度 of 取組み内容例

①市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットによる相談窓口の周知及び利用啓発

- ・各種相談先を掲載した啓発グッズ及びリーフレット等による周知先の追加を検討する。また、リーフレットについては、自殺死亡率が高い層に合わせた効果的な内容となるよう、掲載内容の充実を図る。

(取組み名：No. 3 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知)

②多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上

- ・生活困窮等を背景とした多重債務に陥っている市民を発見する可能性が高い窓口職員等を対象に多重債務に関する知識や対応力の向上を目的とした研修会を実施する。これにより、多重債務の発生構造や債務整理等について理解を深め適切な相談窓口につなげるようにする。

(取組み名：No. 57 多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施)

③多重債務を含めた消費者問題に対する相談支援及び関係機関との連携強化

- ・消費生活相談の内容が多様化・複雑化しているため、相談内容に応じて適切な相談窓口へつなげるよう、関係機関との情報交換等を行い、連携強化を図る。消費生活センターの相談受付時間内に電話及び来所が困難な市民に対しても、新たにインターネットを活用した相談方法を提供することで消費者被害の未然防止及び早期発見・救済を図る。

(取組み名：No. 132 消費生活相談の実施)

④多重債務等の経済的な困難を抱えた勤労者ならびに生活困窮にある市民の相談窓口の周知や情報提供、人材育成

- ・心身の病気に関する悩みやそれに伴う生活困窮、負債の問題等、具体的な相談内容についてチラシに明記し、より幅広い層の市民が相談利用につながるよう、周知を継続する。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

⑤弁護士による専門相談に併せ心の問題に対応できる包括的な面接相談の実施

- ・費用的な問題を気にせず無料で利用できる対面相談(無料法律相談とこころの健康相談会)により、相談者の悩みや不安を解消するため、相談事業を継続するとともに、より多くの利用に繋げるため、市政だより及び市ホームページへの掲載に加え、周知先の拡大を検討する。

(取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施)

[重点対象3] 自殺未遂者等ハイリスク者

対策が必要な悩みや困りごと

(1)健康問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 46.9%、40歳～59歳 46.2%、60歳以上 59.6%

➡どの年代でも最も大きく、全体の約4割～6割を占めている。

(2)家庭問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 16.0%、40歳～59歳 17.9%、60歳以上 29.8%

➡どの年代でも健康問題に次いで大きく、全体の約1割強～3割を占めている。

(3)経済・生活問題

直近3年間の構成割合：39歳以下 12.3%、40～59歳 15.4%

➡計画策定前10年の構成割合：39歳以下 7.3%、40～59歳 15.5%と比較し、増加傾向にある。

自殺未遂者等ハイリスク者	(1)健康問題
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者の8割以上が、精神的な不調や精神疾患を抱えていることが明らかになっている。また、アルコール使用障害と自死は関連性の強さが指摘されている。 ・若年者（39歳以下）の場合、明確な精神疾患とは診断できない、何らかの精神的な不調を示すことが特徴として挙げられる。この背景のひとつには、自己有用感（他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚）の低さがあると考えられる。 ・健康問題について、59歳以下では、うつ病が最も多いが、年齢があがるにつれて身体の病気による影響が大きくみられている。 ・各ライフステージにおける問題が根底にあることに加えて、コロナ禍において精神的な健康問題の症状悪化も指摘されており、コロナ禍での社会機能分断による孤立助長の問題が、アルコール使用障害に拍車をかけている可能性が考えられる。 	



令和5年度の実践事例	
	<p>①精神的な不調や精神疾患を抱えた方に対する相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進センターにおいて作成しているハイリスク者向けのリーフレットに、生活苦や負債、DVなどの問題に対応できる相談窓口を掲載し周知を図る。また、ホームページ等を活用した周知に加えて、当センター主催研修のみならず、関連機関の各種研修等の機会を積極的に活用し、本人のみならず、支援機関職員にも相談窓口の周知を行う。 ・仙台市立病院において、支援が必要な患者に必要な情報が届くように、相談機関一覧等のリーフレットを患者の目の届きやすい複数の場所に配架する等の工夫をし、引き続き、より効果的な周知方法を検討する。 <p>（取組み名：No. 11 自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発、No. 21 仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発）</p> <p>②若年者に対するメンタルヘルスの啓発と相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進センターにおいて、「はあとケアサークル YELL」のメンバーと協働しながら、精神的な悩みや不調を抱えた若年者に対して、こころの不調に関するセルフチェックやストレスコーピング方法等について、正しい知識をより若年層が取り入れやすい形で普及啓発していく。対象としては、高校・大学等に在籍する生徒・学生に対する普及啓発活動に加えて、所属のない若年層にも必要な情報が届くように、Twitter や YouTube 等を活用し、メッセージの内容を工夫する。 <p>（取組み名：No. 19 大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発）</p> <p>③アルコールや薬物等依存症関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より依存症治療拠点機関である東北会病院に委託し、アディクション関連問題実地研修を開始している。依存症に対する高度な専門性と治療実績のある医療機関において見学や実習等を主体とする実地形式のプログラムに地域の支援者が参加することにより、地域の支援力向上を図っていく。 <p>また、地域支援者向けのアディクション関連問題研修においても、演習や事例検討などを取り入れた、より実践的な支援力向上を図るための研修内容についても検討する。</p> <p>（取組み名：No. 47 アディクション関連問題研修の実施）</p> <p>④自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進センターにおいて、自殺未遂者等ハイリスク者支援を担う機関の職員（各区保健福祉センター、医療機関、障害者や高齢者の相談支援機関等）を対象に研修を実施する。内容については、自死に至る背景の理解や、支援ツールの活用等の概論的な内容に加え、自殺統計等を参考にし、重点的にとりあげるべきテーマを選定し、より実践的な内容になるよう工夫する。 <p>（取組み名：No. 60 自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツール作成と活用、No. 61 自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施）</p>

⑤自殺未遂者等ハイリスク者への、多機関協働による支援の推進

- ・自殺未遂者等ハイリスク者が抱えやすい、健康問題や生活苦や負債などの背景を踏まえた個別支援について、いのちの支え合い事業を通じた対応の積み重ねを、各区保健福祉センター等の関係機関とも共有を図る。それによって、様々な場面で、ハイリスク者がより適切な支援につながるような仕組みづくりを図る。

(取組み名： No.150 仙台市自殺対策推進センターの整備)

特徴や背景

- ・39歳以下では、親子関係の不和、夫婦関係の不和、子育ての悩みなどといった問題が自死の原因動機として選択される割合が高い。
- ・40歳～59歳では、夫婦関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観などといった問題が自死の原因動機として選択される割合が高い。
- ・60歳以上では、家族の死亡、家族の将来悲観、夫婦関係の不和などの問題が自死の原因動機として選択される割合が高い。
- ・それぞれの年代において、身近にいる家族の状況やライフステージごとの家族構成の変化が家庭問題の背景に存在していると考えられる。
- ・また、自殺念慮や自殺未遂経験者の7割が自殺を考えたときに誰にも相談していない状況があり、家族に助言を求めることが少ない、日頃からの家族不和が要因にあると考えられる。

令和5年度の実践事例

① 家族間での虐待に関する相談窓口の活用

- ・児童相談所において、児童の所属先(学校、保育所等)には、様々な機会をとらえ、虐待の積極的かつ早期の通告・情報提供を依頼しており、それらの情報をもとに早期対応を行うことで、結果的に児童や保護者の自死の未然防止に資する取組みとなっている。今後も関係機関と連携を図り、迅速な虐待対応に努めていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、来所相談控えなど虐待が潜在化しやすい状況下であることから、引き続き各区障害高齢課・各総合支所保健福祉課において、関係機関と連携し高齢者虐待についての周知を継続し相談につなげる。また、各種研修等を活用し、複合的な相談にも対応できるような専門的知識の習得の他、事例検討を通し、支援の実践を学ぶなどして日頃の高齢者総合相談での対応力向上を図っていく。

(取組み名：No.96 児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施)

拡充

② 子育てに関する相談窓口その他各種支援情報の周知

- ・区家庭健康課・総合支所保健福祉課窓口来所時に、妊娠・出産・育児に関する情報を周知することで、妊婦や子育て中の方が悩みを抱え込まない一助になっている。引き続き、子育てサポートブックの配布等を通して、相談窓口や各種支援情報の周知を図る。
- ・子育てサポートブックについては関係機関にも配布しており、情報共有に努めている。引き続き、関係機関への各種支援情報の提供を図っていく。
- ・伴走型相談支援として、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時の面談、出産時の新生児訪問に加え、妊娠8か月の面談を実施するとともに、子育て情報アプリ「せんだいのびすくナビ」などを活用した情報発信や相談支援などを継続的に実施するなど、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した相談体制により必要な支援につなぐ。

(取組み名：No. 12 子育てサポートブックを活用した啓発)

拡充

③ ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための講演会や家族教室の開催

- ・精神保健福祉総合センターにおいて、ひきこもりに関する情報を提供することにより、ひきこもりの理解を深め、市民の精神保健福祉の保持向上を図ることを目的として、講演会を実施する。また、ひきこもり者の年齢層によって課題や必要な支援が異なることから、これまで行っていたひきこもり家族教室や家族グループに加えて、比較的若年の方を対象とした家族教室・家族グループを開催することにより、より対象者の課題やニーズに合わせた内容とし、ひきこもりへの理解を深める機会とする。

(取組み名：No. 23 ひきこもりに関する理解促進活動の実施、No. 71 ひきこもり者の家族教室(ひきこもりに関する適切な対応方法の獲得支援)の実施)

④児童虐待防止に係る医療ネットワーク事業の実施

- ・仙台市立病院において、虐待対応の拠点病院として、講演会、情報交換会に加え、新たに地域の医療機関の医師等を対象とした虐待対応に係る研修プログラムや関係機関による症例検討会の実施、また、啓発用のリーフレット作成及び配布などに取り組み、地域全体の児童虐待対応力の向上を図る。

(取組み名：No. 192 児童虐待対応のための医療ネットワークの構築)

自殺未遂者等ハイリスク者	(3)経済・生活問題
--------------	------------

特徴や背景

- ・若年層・中高年層以下の経済・生活問題の特徴として、生活苦、負債（多重債務・その他）が共通して多く、若年層では就職の失敗、中高年層では失業や事業不振も多く選択されている。
- ・この背景には、平成19年ごろから続く中高年層の長期失業者の増加や、バブル崩壊を契機として安定的な雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代など、低所得あるいは不安定な無業者、非正規雇用者の存在が関連していると考えられる。加えて、こうした社会的弱者はコロナ禍で複数の困難に直面した可能性が考えられる。



令和5年度の取組み内容例

①多重債務問題に関わる職員に向けた、多重債務に関する知識や対応力の向上

- ・多重債務者対策の充実のためには、庁内各課や関係機関での共通認識や連携が必要である。また、生活困窮等を背景とした多重債務に陥っている市民を発見する可能性が高い窓口職員等の知識向上を図る必要がある。そのため、研修の中では、実例を交えながらより実践的な内容を踏まえて、多重債務の発生構造や債務整理等について理解を深め、確実に相談窓口につなぐようにする。

（取組み名：No. 57 多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施）

②経済・生活問題等に対する、法律的・心理的側面から包括的に対応するための相談窓口の提供

- ・弁護士や司法書士による司法の相談と、こころの健康について合わせて相談に応じる「生活困りごとと、こころの健康相談」について、心身の病気に関する悩みやそれに伴う生活困窮、負債の問題等、具体的な相談内容についてチラシに明記することにより、相談利用が必要な方に確実に情報が伝わるよう工夫を図り、周知する。
- ・費用的な問題を気にせず無料で利用できる対面相談（無料法律相談とこころの健康相談会）により、相談者の悩みや不安を解決するため、相談事業を継続利用するとともに、より多くの利用に繋げるため、市政だより及び市ホームページへの掲載に加え、周知先の拡大を検討する。

（取組み名：No. 139 弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施）

③自立相談支援や就労準備支援など、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化

- ・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、生活困窮者の自立促進を図るため、引き続き、アウトリーチ等による訪問相談や関係者との連携等の取組みを通じて、生活困窮者の早期発見・早期介入に努めていく。また、引き続き家計改善支援事業を実施する等、生活困窮者への相談支援の一層の強化を図っていく。

（取組み名：No. 135 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施）

[重点対象 4] 被災者

対策が必要な悩みや困りごと

(1)健康問題

不安症状、睡眠の問題⇒増加と減少を繰り返し、反復的・動搖的に出現している。
気分・情動に関する症状や飲酒の問題⇒増加傾向を示している。

(2)住環境等の問題

沿岸部（宮城野区、若林区）の継続支援世帯の生活上の課題
健康上の問題 89.4%、住環境の変化 79.1%、近親者喪失 26.9%
家族・家庭に関する問題 25.6%、経済・生活再建 25.4%

被災者	(1)健康問題
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害による心理的なストレスやメンタルヘルスの不調について、多くの場合は自然に回復すると言われている。しかし、災害から長期間経過した後でも、心理的な影響を呈する被災者が一定程度存在することが知られている。また、被災者はストレスやメンタルヘルスの不調を抱えていても、自分だけが生き残ったことに対する罪責感などから、自ら支援を求めない傾向にある。こうした被災者の心情を踏まえた上で、心身の不調や相談窓口に関する適切な普及啓発が重要と考えられる。 ・また、被災者は、ストレスや孤独感、不眠の緩和のために、飲酒量が増えると言われている。その結果、多量飲酒やアルコールに関連する対人関係のトラブルなどが現れやすくなることが指摘されている。そのため、アルコール関連問題に対する適切な知識と対応の啓発、孤立予防に向けた地域社会のつながりを強化する取組みが求められていると考えられる。 	



令和5年度の取組み内容例	
<p>①被災によるストレス・環境変化に伴い生じやすい健康問題を抱えた被災者に対応ができる支援者の更なる育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援に関わる市職員や市内の支援者に対して、震災後心のケア支援のノウハウの伝承や、将来起こりうる災害時の支援への備え、現在の被災者支援に生かすことができる研修を引き続き実施して参りたい。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴うストレスケアなどを含めた災害時メンタルヘルス支援について学ぶ研修会も引き続き実施して参りたい。 ・心身健康問題、生活経済問題、アルコール依存症やひきこもりに関連する問題等の複合的な課題を抱える被災者へ適切な対応ができるように、被災者支援以外の既存研修に被災者支援の視点を盛り込んだ研修を継続して参りたい。また、東日本大震災以降に培われた支援方法を次世代の職員に継承するための内容も汲み込んで実施して参りたい。 (取組み名： No. 48 災害後メンタルヘルス研修の実施、No. 62 震災後心のケア従事職員研修会) <p>②被災者の心のケア支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「震災後心のケア行動指針（継続版）」（令和3～7年度）で定めた、①災害による心身への影響に配慮した被災者の状態に応じた支援、②孤立の予防と要支援者の早期発見を目的としたアウトリーチ支援及びコミュニティ支援、③震災後心のケアで培われた支援に関する知識やノウハウの継承という3つの基本的原則に基づき、各区単位での取組みを推進する。 (取組み名： No. 101 被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施) 	

被災者	(2)住環境等の問題
特徴や背景	
<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅や復興公営住宅への入居は、新たな居住環境へ適応や、世帯構成の変化も含めた新たな対人関係の負担を生じさせ、様々な心理的な不適応につながる と言われている。また、震災前の居住地から離れた場所での生活を余儀なくされる被災者もあり、地域での孤立しやすい傾向にあると考えられる。この傾向は、震災に関する出来事を回避しがちな高齢者でより顕著になると指摘されている。 ・また、世帯主の失業が、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の遷延化に影響を及ぼすことが指摘されており、失業や経済問題と心理的な問題は強い関連があると考えられる。 ・以上のことから、災害に伴う様々な出来事が積み重なった結果として、生活上の課題が複雑な形で現れていることがうかがわれる。支援にあたっては、被災者の年代やライフステージ、生活環境、被災体験との関連を考慮に入れた支援が必要と考えられる。 	



令和5年度の取組み内容例	
<p>①東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた健康教室及び交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で集いの場が縮小・中止となったため、地域活動の再開、継続の支援が必要とされている。地域包括支援センター等の関係団体と協働しコミュニティ支援に取り組んでいく。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 113 被災者向けの健康教室や交流会の実施）</p>	
<p>②複雑化する被災者の生活問題に対応するための関係機関同士の情報共有の機会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区単位で行う被災者支援の取組みの実施状況や課題の解決に向けた効果について、関係者間で共有を図り、取組みの見直しの検討を行う。 <p style="text-align: right;">（取組み名：No. 197 震災後心のケア従事担当者会議による連携推進）</p>	